

横浜市とイケア・ジャパン株式会社が連携協定を更新

横浜市と世界最大級のホームファニッシングカンパニー、イケアの日本法人であるイケア・ジャパン株式会社は、平成27年度から連携協定を締結し、持続可能な社会を目指した取組を推進してきました。

このたび、さらなる持続可能な環境と社会の取組推進と市民の行動変容に連携して取り組むため、連携協定を更新しました。

連携協定の対象分野

以下の4分野について連携します。

- 1 省エネルギー対策の推進及び再生可能エネルギー等の導入・利用拡大に関すること
- 2 地産地消及び食育の推進に関すること
- 3 男女共同参画社会の実現及び子ども・青少年の育成など多様な社会の発展に関すること
- 4 その他、持続可能な社会をめざした取組に関すること

協定期間

令和3年9月9日から令和6年9月8日までの3年間

【連携協定の経過】

- 第1期 H27.9.9~H30.9.8
第2期 H30.9.9~R3.9.8

連携協定書

別紙のとおり

これまでの主な連携実績

1 省エネルギー対策・再生可能エネルギー等の導入・利用拡大

- 省エネ・長寿命なLED照明の普及等を目指す「横浜あかりプロジェクト」の一環として、高齢者世帯へLED照明を寄贈。（平成27年度～令和2年度 LED電球累計約11,000個寄贈）
- 次世代エネルギー等の利用拡大に向けた移動式水素ステーションの設置。（IKEA港北の敷地の一部を活用した「横浜IKEA港北水素ステーション」）



LED照明の寄贈

2 地産地消・食育の推進

- 地産地消の取組として、IKEA 港北で「都筑野菜朝市」を開催。（都筑区と IKEA 港北が地元農家と協力）
- 食の楽しみ方を含めた多面的な取組として、IKEA 港北で都筑野菜を使った「フードセミナー」を開催。（都筑区と IKEA 港北が地元農家等と連携）



都筑野菜朝市

3 多様な社会の発展（男女共同参画、子ども・青少年の育成など）

- 男女共同参画社会の実現に向けた情報発信やイベント等を実施。
- 子どもの安全で心豊かな暮らしをサポートするため、こども食堂や市内の病院（小児科）、児童福祉施設等への家具や食材の寄贈。



連携イベント
「男性も楽しく！毎日の生活をより快適に」



病院への家具寄贈

※取組の一部写真は令和2年度前に撮影

今後の取組

これまでの取組を継続・拡大するとともに、持続可能な社会の実現に向け、行動変容を通じた市民のライフスタイル転換を目指す取組を検討します。

参考

イケアのサステナビリティ戦略「ピープル・アンド・プラネット・ポジティブ」

イケアでは、2030年を目標としたサステナビリティ戦略「ピープル・アンド・プラネット・ポジティブ」を策定し、「健康的でサステナブルな暮らし」、「サーキュラー＆クライメットポジティブ」、「公正＆平等」の3つのテーマに焦点をあて、より持続可能な環境と社会の実現に取り組んでいます。

【お問合せ先】イケア・ジャパン株式会社 PR チーム E-mail:ikeajapanpr@ingka.com

お問合せ先

(連携協定更新、省エネルギー対策・再生可能エネルギー等の導入・利用拡大について)

温暖化対策統括本部企画調整部調整課担当課長 宮島 弘樹 Tel045-671-2336

(地産地消・食育の推進について)

都筑区総務部区政推進課長 川島 大介 Tel045-948-2220

(男女共同参画について)

政策局男女共同参画推進課長 倉田 真希 Tel045-671-3691

(子ども・青少年の育成について)

こども青少年局総務部企画調整課長 田口 香苗 Tel045-671-4280

横浜市とイケア・ジャパン株式会社との連携協定書

横浜市（以下「甲」という。）とイケア・ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、甲の持続可能な社会をめざす理念と、乙のサステナビリティ戦略であるピープル・アンド・プラネット・ポジティブの理念が一致したため、相互の連携を強化し、持続可能な社会をめざした取組を推進するため、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲と乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）省エネルギー対策の推進及び再生可能エネルギー等の導入・利用拡大に関すること
- （2）地産地消及び食育の推進に関すること
- （3）男女共同参画社会の実現及び子ども・青少年の育成など多様な社会の発展に関すること
- （4）その他、持続可能な社会をめざした取組に関すること

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。
また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（環境への配慮）

第2条 甲と乙は、前条に定める事項の連携・協力を行うにあたっては、できる限り環境に配慮するものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和3年9月9日から3年間とし、有効期間の満了日までに更新に関する協議を行うものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

2 乙の対象となるストアはイケア港北とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年9月1日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市
横浜市長 山中 竹春

乙 千葉県船橋市浜町二丁目3番30号5階
イケア・ジャパン株式会社
代表取締役 アン・ペトラ・マリア・ファーレ